

自由で開かれたインド太平洋に資する日加アクションプラン

2022年10月11日、林芳正外務大臣とメラニー・ジョリー外務大臣は、東京において会談した。

両大臣は、ロシアによるウクライナに対する侵略が、欧州のみならず国際社会全体に深刻かつ甚大な影響をもたらし、自由、民主主義、人権、法の支配といった普遍的価値及びルールに基づく国際秩序の根幹を揺るがすものであるとの強い危機感を共有した。国際社会は、力によるものを含む一方的な現状変更の試みを受け入れてはならない。

両大臣は、ルールに基づく国際秩序への挑戦によって、日加の連携が一層重要になることで一致した。両大臣は、両国の戦略的パートナーシップを一層強化するとともに、国際の平和、安定及び繁栄にとって極めて重要である、法の支配に基づく自由で開かれたインド太平洋という共通のビジョンを実現するために、同志国と協力していくことの重要性を再確認した。

この文脈で、ジョリー大臣は、カナダが策定を進めている「インド太平洋戦略」は日本の「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」のビジョンを含む、同志国の取組を補完することを目指すものであると述べた。林大臣は、カナダの「インド太平洋戦略」の発出を、インド太平洋国家としてのカナダの関与を示すものとして期待している旨述べた。

両大臣は、「自由で開かれたインド太平洋に資する日本及びカナダが共有する優先協力分野」¹ について、地域の同志国と連携しつつ、具体的な取組を強化すべく、アクションプランとして以下を今後着実に実施していくことで一致した。

両大臣は、(1) G7を始めとする様々な枠組みにおいて積極的に連携・協力すること、(2) 二国間での議論を踏まえて、また国際情勢の進展に応じて、アクションプランの内容を定期的にアップデートし、共通の関心分野に関する分析と評価を共有すること、(3) 両国の国内関係省庁と緊密に連携して着実にアクションプランを実施すること、及び(4) 議論の進捗状況について、日加次官級「2+2」や日加次官級経済協議（JEC）、日加科学技術協力合同委員会（JCJC）等も活用しつつ取りまとめるとともに、関係閣僚と進捗を確認することで一致した。

1. 法の支配

双方は、法の支配に基づく国際秩序を維持するため、以下の相互の優先分野において、以下の行動を実施することを通じて、両国の協力を深めるという共通の認識を共有した。

➤ 情報保護協定の早期締結

双方は、提案がなされた情報保護協定（GSOIA）に関する予備協議が完了したことを確認し、二国間の情報共有を円滑化するため、可能な限り速やかに合意を達成することを目標として正式交渉を開始することを歓迎した。双方は、情報保護協定の締結を通じた、自衛隊とカナダ軍との協力を含む、両国の一層の協力強化に

¹ 優先協力分野：①法の支配、②平和維持活動、平和構築及び人道支援・災害救援、③健康安全保障（ヘルス・セキュリティ）及び新型コロナウイルス感染症への対応、④エネルギー安全保障、⑤自由貿易の促進及び貿易協定の実施、⑥環境及び気候変動

強い期待を示した。

➤ **違法な「瀬取り」活動への対応を含む北朝鮮の核及びミサイル開発活動における協力**

双方は、大陸間弾道ミサイル（ICBM）の発射を含む、北朝鮮の進行中の核及びミサイル開発活動を非難するとともに、北朝鮮に対し、関連国連安保理決議（UNSCRs）に従った、全ての核兵器その他の大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ不可逆的な廃棄（CVID）を求めた。また双方は、北朝鮮による「瀬取り」を含む海上での違法行為を特定し、調査し、対応するために連携と協力を更に進めることを確認した。この取組の一環としてカナダ側は、カナダ軍アセットの派遣継続の意図を表明し、日本側はこれを歓迎した。双方は、関連の国連安保理決議の効果的な履行を確保するに当たり、国際的な能力構築のため、連携・協力していくことを更に確認した。日本側は、また、拉致問題の即時解決に向けて引き続きの理解と協力を求め、カナダ側から、改めて支持を得た。

➤ **核軍縮及び不拡散における協力**

双方は、軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）、核軍縮と核兵器不拡散条約（NPT）に関するストックホルム・イニシアチブ及び大量破壊兵器・物質の拡散に対するグローバル・パートナーシップ（GP）の枠組みにおける活動を含め、国際的な核軍縮・不拡散体制の礎石としての核兵器不拡散条約（NPT）の体制を維持・強化するために互いに緊密に協力することを再確認した。双方はまた、包括的核実験禁止条約（CTBT）の発効に向けた機運を、CTBT フレンズ会合等のイニシアティブを通じて維持・強化するとともに、核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）に関する交渉を開始する必要性を強調した。双方は、大量破壊兵器（WMD）及びその運搬手段を含む兵器の開発に使用され得る材料、技術及び研究の拡散を防止するための多国間輸出管理レジームの目的を支持し、促進することにコミットする。

➤ **共同訓練における連携**

双方は、日加共同訓練「KADEX」が、定期的実施されていることを歓迎した。また、日米両国による2年に1度の即応性と相互運用性の向上を目的とした日米共同統合演習「キーン・ソード」等の共同訓練への相互参加を評価し、二国間の防衛協力を更に継続することとした。

➤ **防衛交流の拡大**

双方は、ハイレベルも含めた士官間の交流を再開することで一致した。カナダ側は、2023年3月から日本側が防衛駐在官を新規派遣することを、二国間の防衛協力を強化するものとして歓迎した。日本側は、2022年夏から横須賀の米軍にカナダ軍の連絡官が追加派遣されたことを歓迎する。さらに、双方は、防衛大臣の相互訪問を早期に実現し、防衛交流の一層の拡大を図ることを決意した。

➤ **アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）の貢献**

双方は、アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）が、地域に安定と繁栄をもたらす安全な海上交通に大きく貢献していることに留意した。また日本側は、カナダ側が ReCAAP 加入の可能性を検討していることを高く評価した。

➤ **ASEAN との協力**

双方は、共有されたビジョンである自由で開かれたインド太平洋を推進する上で、ASEAN との協力の重要性及び ASEAN 地域フォーラム（ARF）を含む ASEAN 主導の地域枠組みにおける ASEAN 中心性を支持することを再確認した。この文脈で、双方は ASEAN と連携することにコミットし、「インド太平洋に関する ASEAN アウトルック

ク（A0IP）」との補完性の促進を再確認した。双方は、東シナ海及び南シナ海における力によるものを含む、あらゆる一方的な現状変更の試みに強く反対することを再確認した。双方は、国連海洋法条約（UNCLOS）を含む、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化に向け緊密に連携していくことへのコミットメントを改めて表明した。また、双方は、UNCLOS の下で行われた比中仲裁判断の重要性に関する共通の立場を踏まえ、ASEAN 各国と協力していくことを再確認した。また日本側は、カナダ側による地域の平和と安定への貢献を認識し、カナダが拡大 ASEAN 国防相会議（ADMM プラス）や東アジア首脳会議（EAS）への参加を希望していることに留意した。

➤ **北極圏における海洋秩序維持**

双方は、UNCLOS、中央北極海無規制公海漁業防止協定、及び極海域で操業する船舶のための国際コード（北極コード）を含む国際法に合致した、北極海における海洋秩序の維持の重要性を確認した。この関連で、カナダ側は、日本による北極圏でのカナダ軍主催合同軍事演習「ナヌーク作戦」へのオブザーバー参加を歓迎した。また、双方は、特に気候変動に関する科学的協力の推進における相互の関心と、先住民の権利と知識に配慮し、尊重しながら地域を発展させるというコミットメントを確認した。

➤ **IUU 漁業対策での協力**

双方は、インド太平洋地域における違法・無報告・無規制（IUU）漁業対策に関するこれまでの協力を評価するとともに、今後も一層連携していくことで一致した。カナダ側は、日本が北太平洋における監視・統制・偵察活動を支援するカナダの漁業監視活動機を受け入れたことに対して、謝意を示した。また双方は、G7、地域漁業管理機関（RFMO）、北太平洋海上保安フォーラム及びその他の関連フォーラムでの議論を通じ、IUU 漁業対策の推進とそのための国際協力の重要性を喚起し、引き続き協力していくことを確認した。

➤ **サイバー空間における協力**

双方は、国連や ARF などの多国間フォーラムにおいて、信頼醸成措置や能力開発を通じて、特定の国々を含む国際・地域レベルでサイバー空間における責任ある国家の行動を促進するために協力を続けていくことを確認した。

➤ **日加科学技術協力合同委員会**

双方は、人工知能、量子技術やハイパフォーマンスコンピュータ、健康・医療保健関連技術、環境研究、物理、研究者交流などの科学・技術・イノベーションの分野で、日加科学技術協力合同委員会（JCJC）やその他のフォーラムを通じて協力を強化することを決定した。

➤ **政府開発援助（ODA）における協力**

双方は、地域における政府開発援助（ODA）政策とプログラム策定に関する協力の分野を模索することに同意した。これは、特定のインド太平洋諸国及びそれ以外の国におけるプロジェクト・レベルでの協力の機会を模索することを含む。双方はまた、G7 の開発トラックを通じて緊密に協力し、主要な多国間フォーラムを通じた我々のパートナーシップの伝統を継続することを決定した。双方は、研修を含む第三国での潜在的な協力の機会を探るために会合することで一致した。日本側は、カナダの「ブルーパシフィックパートナー」への参加に関する意図を歓迎し、双方は太平洋島嶼国地域及び同地域の優先事項を支援するために協力する意思があることを確認した。

長期的な経済成長及び開発のための持続可能な金融の重要性を再確認し、双方は、国際的に認められた原則、ルール及びスタンダードに従って、全ての債務者及び債権者が透明で公正な開発金融を促進するために、議論を深め、志を同じくするパートナーとの協力を促進すること等を通じて協力することで一致した。

2. 平和維持活動、平和構築及び人道支援・災害救援

双方は、国連平和活動、平和構築及び人道支援等を含む以下の分野における両国の更なる協力の機会を追求し、以下の行動を実施することで一致した。

➤ **平和活動での協力**

双方は、両国が平和維持活動における第三国との協力を推進することにコミットしていることを踏まえ、日本の「国連三角パートナーシップ・プログラム」やカナダの「軍事訓練協力プログラム」を通じた知見を共有し、相互のプログラムへのオブザーバー参加を含む協力を進めていくことを確認した。

➤ **平和構築及び人道支援・災害救援分野での協力**

双方は、当該分野でそれぞれが培った豊富な知見を共有するとともに、支援実施の現場レベルにおける ODA の活用を促進し、人道支援の原則が十分に尊重されるようにすることを確認した。双方は、日加物品役務相互提供協定 (ACSA) を通じたものを含む自衛隊とカナダ軍の協力を確認した。また双方は、国連平和構築委員会と国連平和構築基金への支援の重要性についても再確認した。

➤ **テロ対策**

双方は、国連、グローバル・テロ対策フォーラム (GCTF)、ARF、クライストチャーチ・コール及び G7 ローマ・リヨン・グループ等の地域的・国際的な枠組みを通じ、これまでもテロ対策や治安関連問題についての知見や情報、意見の交換を進めてきたことを確認した。双方は、特に、暴力的過激主義対策やオンライン上の暴力への過激化対策に関するグッドプラクティスの共有を進めていくことが特に重要であることで一致した。

➤ **女性・平和・安全保障 (WPS) 協力**

双方は、女性・平和・安全保障 (WPS) について、政府関係者及び専門家間での意見交換等を通じ、知見の共有を進める必要性について一致した。カナダ側が「女性、平和、安全保障に関する第 3 次国家行動計画」を起草していることから、双方はこれを WPS イニシアティブの実施に向けた意欲を高める機会と捉えている。WPS フォーカルポイントネットワークや ARF の関与を含め、災害リスク軽減に関連するイニシアティブを通じて、WPS の協力を進める機会を探求する。

3. 健康安全保障及び新型コロナウイルス感染症への対応

双方は、新型コロナウイルス感染症への対応、保健分野の成果向上、世界全体のみならず地域の健康安全保障の強化のために協調し、以下の行動をとることで一致した。

➤ **ワクチン・検査・治療への公平なアクセス**

双方は、新型コロナウイルス感染症対策において、ワクチン・検査・治療への公平なアクセスを進めることを改めて確認した。また、双方は、医療物資の供給における安定性と予測性を確保する強靱なサプライチェーンの構築のための国際的なイニシアティブにおいても、協力していくことで一致した。

➤ **ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) の推進**

双方は、UHC を推進すべく、国連、G7 等での議論を再活性化させるとともに、国際機関との協力を強化することで一致した。

➤ **健康安全保障のためのグローバル・ヘルス・アーキテクチャの強化**

双方は、将来の地域・国際的な健康安全保障上の危機の予防、備え及び対応（PPR）を強化するため、パンデミックの PPR に関する世界保健機関（WHO）の条約、協定又はその他の国際文書の作成などを通じて、各国及び国際機関における財務・保健当局間の協力を強化する意図を改めて示した。これは、国際保健規則（2005）などの国際的な保健に関する枠組みや、WHO を含む多国間機関を強化するために協力することも含む。この点に関して、双方は、国際的な健康安全保障の課題に取り組む上で、地理的な空白を生じさせないようにすることで一致した。

➤ **国連事務総長メカニズム（UNSGM）を通じた連携強化**

双方は、化学・生物・毒素兵器の使用が疑われる事案を調査する国連事務総長メカニズム（UNSGM）の機能強化に向けた連携を強化することで一致した。

➤ **ASEAN におけるヘルス・バイオセキュリティ分野での協力**

カナダが ASEAN における生物学的脅威の軽減に、日本が ASEAN 公衆衛生緊急事態・感染症対策センター（ACPHED（ASEAN Centre for Public Health Emergencies & Emerging Diseases））の支援にそれぞれ取り組む中、双方は ASEAN との連携を通じ、同分野における協力を推進することで一致した。

➤ **国際獣疫事務局との持続可能な研究に向けた取組**

双方は、十分な設備が備わっていない環境下における生物学的実験室の不十分さがもたらす深刻なリスクを軽減するための革新的な解決策を特定することを目的とした「持続可能な実験室のためのグランドチャレンジ」を支援する機会を探求することで一致した。

4. エネルギー安全保障

双方は、世界のエネルギー安全保障に悪影響を及ぼす様々な要因、特にロシアのウクライナに対するいわれのない侵略がエネルギー供給と市場に及ぼす帰結を認識し、以下の行動をとることにコミットした。

➤ **二国間エネルギー・パートナーシップ**

双方は、地球規模でエネルギーを購入可能なものとするという課題に対処するため、十分な石油と天然ガスの生産を確保するためのエネルギー安全保障の重要性と、気候目標と整合性のある適切な投資の必要性に留意した。双方は、2019 年以降のカナダ産液化石油ガスの日本への安定的かつ信頼できる供給や、特に、カナダが今後数年間で日本及びインド太平洋地域のエネルギー安全保障の主要な供給源になることを可能とする、LNG カナダ・プロジェクトを始めとするエネルギー・インフラに関する進展によって示された、二国間のエネルギー・パートナーシップの進展を歓迎した。

➤ **エネルギー移行**

双方は、互いの市場における再生可能エネルギー・プロジェクト、クリーンテクノロジー移行に向けた技術への貢献に対する民間部門の関心に留意した。双方は、規制当局に対し、エネルギー移行の進展につながる投資と交流を促進するよう促した。注目すべきこととして、双方は、両国政府及び民間部門にとって優先事項である炭素回収・利用・貯蔵（CCUS）及びカーボンリサイクル、水素及びアンモニアの分野における機会に対する強い支持を表明した。

➤ **原子力技術についての技術交流**

原子力に関し、双方は、小型モジュール原子炉（SMR）技術がクリーンな電力を生み出す可能性について一致し、より強靱な原子力サプライチェーンを構築することを意図し、この分野で進展がある双方の企業や当局間の協力の例に留意した。また、双方は、運転期間の長期化を含む既設炉の十分な活用、原子炉の廃炉や放射性廃棄物処理に関する協力や技術交流の意義を強調した。

➤ **重要鉱物**

双方は、エネルギー移行と先端技術における重要鉱物の重要性を強調し、これらの戦略的コモディティに関する共通目標に到達するための協力の強化への支持を表明した。双方は、重要鉱物のサプライチェーンの強靱化を奨励する両政府の重要な努力を歓迎し、投資家やプロジェクト開発者に対し、重要鉱物に関する関係強化の潜在性を更に活用するため努めるよう呼びかけた。

➤ **日加エネルギー政策対話**

上述のものと発表されている、両国の一致しており補完的なエネルギーに関する利益を考慮し、双方は、日加エネルギー政策対話及び①石油・ガス、②水素、③原子力、④炭素回収・利用・貯蔵（CCUS）及びカーボンリサイクル、⑤重要鉱物に焦点を当てた5つの作業部会に対し、強い支持を示した。

5. 自由貿易の促進及び貿易協定の実施

双方は、両国政府が既存の国際貿易秩序の確立、促進及び維持のために果たしてきた主導的役割、並びに両国の企業及び国民がそこから得てきた多くの便益を想起した。双方は、女性、先住民及び中小企業を含む、特に貿易において伝統的に軽視されてきたグループのために、貿易及び投資が包摂的な経済成長を促す上で果たすことのできる重要な役割を強調した。双方は、近年生じている自由貿易の原則にとっての課題を認識し、以下の行動を実施することにより、かかる課題に立ち向かうための協力を強化することを決意した。

➤ **TPP11の実施・拡大**

双方は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11）が自由貿易、開放的で競争的な市場、インド太平洋、さらにはそれ以外の地域における経済統合、並びに、二国間及び地域の貿易に与える革新的な効果を促進する根本的な重要性に留意した。双方は、TPP11の立上げ及び実施を通じた両国政府間の多くの協力の機会を歓迎した。双方は、中小企業及び女性の経済的エンパワーメントに関するものを含め、TPP11参加国間の貿易関連の技術的な協力を改善することを目的としたTPP11の包括的な一連の章を強調した。双方は、TPP11のハイスタンダードなルールを敷衍するため、その着実な実施及び拡大を確保するべく引き続き緊密に協力する意図を確認した。双方は、TPP11への加入について関心を表明したエコノミーに関し、ハイスタンダードを維持し、経済的威圧及び不公正な貿易慣行を許容しないとの精神及び原則を堅持することの重要性について認識を共有した。双方は、TPP11が、同協定の目的にコミットし、そのハイスタンダード及び野心的な市場アクセスへのコミットメントを満たし、遵守することができるエコノミーに開かれていることを明確にした。双方は、また、i) 貿易上のコミットメントを遵守していることを示す実績、ii) ハイスタンダードな貿易投資ルールの経験など、加入申請エコノミーの「トラックレコード」の重要性を強調した。双方は、2019年1月に東京で開催された第1回TPP11委員会で決定された加入手続と整合

的な方法で加入を扱うため、二国間及び TPP11 参加国と共同で緊密な協力を継続するよう、両国の政府関係者に促した。

➤ **WTO 改革の実現**

第 12 回 WTO 閣僚会議（MC12）の成功を称賛し、双方は、WTO 改革の 3 つの全ての柱（モニタリング、ルール作り、紛争解決）を進めるためにパートナーと共に引き続き取り組む意図を表明した。WTO 改革イニシアティブの進展を図るため、WTO 改革に関するオタワ・グループ、WTO の機関及び委員会、G7、G20 及び APEC 等を含む様々なフォーラムを通じた協力を継続する。

➤ **サプライチェーンの強靱化及び新興技術における協力を含む経済安全保障の強化**

双方は、サプライチェーンの強靱化及び新興技術における協力を含む長期的な経済安全保障を促進するための協力を深化する重要性について一致した。双方は、持続可能で予測可能な貿易を促進するため、サプライチェーンの強靱性の向上に取り組むことを再確認した。双方は、また、技術設計、開発、保護、ガバナンス及び利用の支援を含む、AI や量子技術などの新興技術における二国間協力の強化を奨励すること及び人工知能に関するグローバル・パートナーシップ（GPAI）のような国際的イニシアティブを通じて、我々の共有する価値を促進することを確認した。

➤ **経済的威圧への対応**

双方は、多角的貿易体制の基本原則に反するだけでなく、ルールに基づく国際秩序の主要な原則にも反する経済的威圧に対応するため、同志国間で協力することの重要性を確認した。双方は、経済的威圧を特定し、予防し、抑止し、及び対処するために協力し、経済的威圧に関する情報を共有し、また、この課題に対応するための新たな外交的及び経済的手段を模索することにコミットした。

➤ **非市場的政策及び慣行への対応を通じた公正な貿易の確保**

双方は、政府調達に関する規制及び国家標準を通じて可能となるものを含む強制技術移転等の非市場的政策及び慣行に対処しつつ、公平で開かれた、予測可能なグローバルな市場を擁護するコミットメントを確認した。双方は、不公正な非市場的政策及び慣行並びに経済的威圧に対抗するための二国間及び有志国との協力の便益に留意し、多角的貿易体制を支えるルールを反映した貿易のための公正な競争条件を確保する意図を確認した。

➤ **日加貿易政策対話**

双方は、多くの共通の貿易政策上の関心及び多くの貿易フォーラムでの継続的な連携を認識し、貿易問題に関する二国間対話及び協力の意義を確認した。双方は、日加次官級経済協議及びその協力作業部会の文脈で実施される貿易に関する対話の機会を歓迎した。双方は、これらの既存の枠組みを通じた関与を補完しかつ構築するため、両国の政府関係者に対し、重要な貿易政策上の問題について非公式に協議する追加の機会を模索し、共通の優先事項を前進させるための行動の調整を検討するよう慫慂した。

6. 環境及び気候変動

双方は、インド太平洋における環境及び気候変動問題の重要性を認識し、以下の行動を実施するために二国間で協力することを認識した。

➤ **環境・気候変動に関する閣僚級対話**

双方は、既存の二国間対話スキームを活用し、ベストプラクティスを共有し、イン

ド太平洋地域において環境を保護し気候変動に対処するためのより効果的な方策を追求し、以下の行動をとることにコミットした。

➤ **パリ協定の着実な実施**

双方は、パリ協定の目標達成に向けた野心を高め、実施の透明性を確保するために、主要な温室効果ガス排出国及び地域に働きかける取組を強化する意図を再確認した。双方はまた、パリ協定の目標に合致した取組を行っている国々との関係における、能力構築とアドボカシー活動の重要性について一致した。

➤ **持続可能な海洋経済の達成**

双方は、持続可能な海洋経済の構築に向けたハイレベル・パネルのコミットメントを達成するための努力を促進することを決定した。

➤ **海洋プラスチックごみの削減**

双方は、地球規模での迅速かつ効果的な対策の展開を確保するため、第5回国連環境総会（UNEA5.2）の再開会合で採択された、2024年末までに作業を完了するとの野心をもって、海洋環境を含むプラスチック汚染に関する国際的な法的拘束力のある文書の進展に向けて対話を継続する必要性を再確認した。

➤ **森林保護と生物多様性への対応**

双方は、森林保護と生物多様性の重要性を再確認し、また、インド太平洋地域における協力を強化するため、持続可能な森林管理及び合法的かつ持続可能な木材サプライチェーンに関連する既存の国際プロセスを含め、協力を強化することを確認した。日本側は、2022年12月7日から19日まで、カナダが生物多様性条約第15回締約国会議（CBD COP15）第2部を開催することを歓迎する。

➤ **食料安全保障と気候変動への支援**

双方は、食料安全保障と気候変動に関する行動を効果的に統合するイニシアティブについて協力を強化することで一致した。

➤ **2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）**

双方は、2025年日本国際博覧会が、「いのち輝く未来社会のデザイン」をコンセプトに、SDGs達成やカーボンニュートラルを目指す社会の在り方を示すものであるとの認識で一致するとともに、日本とカナダの既にある経済、文化、人と人のつながりを強化する機会となる同博覧会成功のために協力することを再確認した。

（了）